中央自動車道富士吉田線と東日本高速道路株式会社が管理する一般国道409号（東京湾横断・木更津東金道路）(以下「東京湾横断・木更津東金道路」という。)を、中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジと、東日本高速道路株式会社が管理する東京湾横断・木更津東金道路の木更津金田インターチェンジ（キロ程適用日の前日までの東京湾横断・木更津東金道路のうち浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間と連続して通行する場合に限る。以下、本表において同じ。）又は浮島インターチェンジ（キロ程適用日からに限る。以下、本表において同じ。）を経由して通行する場合。
第一東海自動車道と東日本高速道路株式会社が管理する東北縦貫自動車道弘前線を、第一東海自動車道の東京インターチェンジと東日本高速道路株式会社が管理する東北縦貫自動車道弘前線の川口ジャンクションを経由して通行する場合。
第一東海自動車道と東日本高速道路株式会社が管理する関越自動車道新潟線を、第一東海自動車道の東京インターチェンジと東日本高速道路株式会社が管理する関越自動車道新潟線の練馬インターチェンジを経由して通行する場合。
第一東海自動車道と東日本高速道路株式会社が管理する常磐自動車道を、第一東海自動車道の東京インターチェンジと東日本高速道路株式会社が管理する常磐自動車道の三郷インターチェンジを経由して通行する場合。
第一東海自動車道と東日本高速道路株式会社が管理する東関東自動車道水戸線を、第一東海自動車道の東京インターチェンジと東日本高速道路株式会社が管理する東関東自動車道水戸線の湾岸市川インターチェンジを経由して通行する場合。
第一東海自動車道と東日本高速道路株式会社が管理する京葉道路を、第一東海自動車道の東京インターチェンジと、東日本高速道路株式会社が管理する京葉道路の幕張インターチェンジ又は武石インターチェンジを経由して通行する場合。
第一東海自動車道と東日本高速道路株式会社が管理する東京湾横断・木更津東金道路を、第一東海自動車道の東京インターチェンジから横浜町田インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジと、東日本高速道路株式会社が管理する東京湾横断・木更津東金道路の木更津金田インターチェンジ又は浮島インターチェンジを経由して通行する場合。

イ　軽自動車等

			海老名南ジャンクション
		寒川北	—
	寒川南	—	—
西久保ジャンクション	—	—	50

		あきる野	日の出	青梅	入間	狭山日高	圏央鶴ヶ島	鶴ヶ島ジャンクション	坂戸	川島	桶川北本	桶川	白岡菖蒲	久喜白岡ジャンクション
	八王子西	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
八王子ジャンクション	—	—	—	—	—	100	300	400	400	400	400	400	500	600

西湘バイパスと箱根新道を、西湘バイパスの箱根口インターチェンジを経由し連続して通行する場合。
ループと任意のインターチェンジ相互間を連続して通行する場合（ただし、周回走行を２回以上行う場合は、２回目の周回後の通行を除く。平成23年４月１日から適用する。）。

⑬　特別区間等における割引(I)

イ　割引をする自動車

ＥＴＣ車。

ロ　割引率等

(ｲ)　恵那山特別区間及び飛騨特別区間

割引額は次表のとおりとし、(1)①イ(ﾛ)イ）Ａの表中に定める恵那山特別区間及び飛騨特別区間の１キロメートル当たりの料金の額を減じるものとする。

（単位：円）

区間 / 車種	恵那山特別区間	飛騨特別区間
軽自動車等	9.447	9.447
普通車	11.808	11.808
中型車	14.17	14.17
大型車	19.484	19.484
特大車	32.472	32.472

(ﾛ)　首都圏中央連絡自動車道

割引額（単位：円）は次表のとおりとし、(1)⑦に定める首都圏中央連絡自動車道の料金の額を減じるものとする。